大阪府条例第　　　号

職員の分限に関する条例及び大阪府警察職員の分限に関する条例の

一部を改正する条例

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第一条　職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （趣旨）第一条　この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。）及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任、免職又は降給の処分の基準を定めるものとする。第十二条　（略）（失職の特例）第十三条　任命権者は、公務上の過失による事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。２　前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。（規則への委任）第十四条　（略）第十五条　（略） | （趣旨）第一条　この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び第二十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。）及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任、免職又は降給の処分の基準を定めるものとする。第十二条　（略）（委任）第十三条　（略）第十四条　（略） |
|  |  |

（大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正）

第二条　大阪府警察職員の分限に関する条例（平成二十四年大阪府条例第九十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （趣旨）第一条　この条例は、地方公務員法（昭和二十　　五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の分限に関し必要な事項を定めるものとする。第六条　（略）（失職の特例）第七条　警察本部長は、公務上の過失による事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。２　前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。（規則への委任）第八条　（略） | （趣旨）第一条　この条例は、地方公務員法（昭和二十　　五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づき、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の分限に関し必要な事項を定めるものとする。第六条　（略）（委任）第七条　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。